

令和4年度
第1回安平町町民自治推進委員会

議 案



日 時 令和4年7月12日（火）午後6時30分～

場 所 安平町役場総合庁舎 2階会議室

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 安平町まちづくり基本条例の調査審議について

* 調査審議テーマ「成年年齢の引下げ」 [P1]

* 報告「審議経過の積極的な公開」 [P2]

(2) 提言書（案）について [P4]

(3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

* 令和3年度 10月～3月末までの実績 [P8～]

4 その他

5 閉 会

(1) 安平町まちづくり基本条例の調査審議について

調査審議テーマ「成年年齢の引下げ」

■ **成年年齢が20歳から18歳に引下げ**

- ・ 国民投票の投票権年齢や選挙権年齢が18歳に定められるなどの社会情勢変化
- ・ 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）が成立し、令和4年4月1日より施行
- ・ 大きく2点について年齢が引下げとなる
 - ①一人でも有効な契約をすることができる年齢
 - ②親権に服することがなくなる年齢

成年年齢の引下げに伴う主な年齢要件の変更について

18歳に変わるもの	20歳に維持されるもの
<ul style="list-style-type: none">● 10年用一般旅券の取得● 性別の取扱いの変更の審判● 公認会計士・司法書士資格● 医師・歯科医師・獣医師免許 など	<ul style="list-style-type: none">● 養子をとることができる年齢● 喫煙・飲酒年齢● ギャンブル● 大型・中型免許 など

■ **民法改正に伴う安平町の対応**

年齢引下げに準じるもの（安平町住民投票条例（公職選挙法に準じるため満18歳以上が対象））
年齢引下げを検討するもの（町民参画推進条例、安平町町民自治推進委員会）

① **町民政策提案制度（町民参画推進条例 第7条第1項第4号）**

町政に対する町民参画をより一層推進するため、町民の多様な発想から生まれる優れた提案を積極的に町の施策に反映させるための制度。通常の提案や苦情とは異なり、町と町民が共に取り組むことで相乗効果が期待できる具体的な政策を提案してもらうもの。

（町民政策提案の手続）

第9条 第7条第4号に規定する町民政策提案は、**年齢満20歳以上**で町内に住所を有する10人以上の連署をもって、その代表者から町に対し、対象施策について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができる。

② **安平町町民自治推進委員会の委員の選定方法（要綱第2条第1項）**

1号委員（無作為抽出）として委嘱する場合、候補者となる**満20歳**から満69歳までの者を無作為に抽出し、希望があった場合に候補者として委嘱するもの。

調査・審議のポイント

- ・ 条例の見直しの必要性について
- ・ 若い方の町民参画、まちづくりへの参加について

報告「審議経過の積極的な公開」

■ 前回の振り返り

- ・過去に町民自治推進委員会から提言のあった「審議経過の積極的な公開」を進めるため、各種審議会等の「会議録の公表」を進めていく予定であること。
- ・町政に関する情報を容易に得ることができるというメリットがある反面、議論の停滞が生じないかという課題もある。

町民自治推進委員会（前回）での主な意見

- ・ホームページに掲載するというのが前提となっているが、ネット環境が無い世帯や高齢者世帯も多いため、紙媒体でお知らせは出来ないか。
- ・一部公開している会議等もあるが、いざホームページを探そうとするとなかなか見つからないということがある。欲しい情報を手に取れるような工夫も必要かと思う。

■ 実施内容

安平町の審議会等（執行機関・附属機関）について、非公開情報（一部非公開含む）を除き、会議録の公表を行うもの。

公表方法は、町公式ホームページに専用ページにて掲載を行う。

■ 進め方

次のとおり、「試行期間」と「本格実施」に分け、段階的に進める。

期間	会議録の公表
試行期間 [R4.8~]	・執行機関（教育委員会など）は <u>任意</u> で公表 ・附属機関（各種審議会など）は <u>任意</u> で公表 ・町民参画に位置付ける審議会等は <u>原則</u> 公表
本格実施 [R5.8~]	・全ての執行機関、附属機関について <u>原則</u> 公表 →【要綱制定】

今後の方向性

- ・公表状況について、町民自治推進委員会での報告を検討
- ・必要に応じてホームページ掲載内容の見直し（各課）



■ 安平町ホームページ掲載イメージ

会議録の公表

安平町まちづくり基本条例及び安平町情報公開条例に基づき、附属機関等における議論などを公表することを通じて、町民の参画と協働によるまちづくりを進めています。
こちらのページでは、会議録を公表しています。
なお、審議会等の内容によっては会議録を非公表としている場合があります。

会議開催結果のお知らせ

2022年02月25日 【開催結果】 令和〇年度第〇回〇〇会議

2022年02月24日 【開催結果】 令和〇年度第〇回〇〇会議

2022年02月21日 【開催結果】 令和〇年度第〇回〇〇会議

2022年02月15日 【開催結果】 令和〇年度第〇回〇〇会議

2022年02月15日 【開催結果】 令和〇年度第〇回〇〇会議

« 1 2 3 4 5 »

会議の種類

(1) 執行機関としての委員会

執行機関として法律の定めるところにより設置している委員会は次のとおりです。
詳細は各委員会事務局へお問合せください。

<会議を公開する委員会>

委員会の名称	事務局
教育委員会	教育委員会事務局
固定資産評価審査委員会	税務住民課
農業委員会	農業委員会事務局
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局(総務課内)

(2) 審議会等

地方自治法の規定により設置された附属機関のほか、要綱等により設置された懇話会や協議会等を含みます。(一部準備中)
町職員のみで構成された庁内検討委員会及び特定事業のための委員会を除いたものです。

委員会の名称	所管部署
防災会議	総務課
国民保護協議会	総務課
...	...

(2) 提言書(案)について

令和4年7月 日

安平町長 及川 秀一郎 様

安平町町民自治推進委員会
委員長 竹内 亨

提 言 書 (案)

第3期の町民自治推進委員会では、まちづくり基本条例及び町民参画推進条例が的確に運用され、多様な主体の協働によるまちづくりや町政運営への参画をはじめとした「町民自らが考え行動する町民自治の実現」が図られるよう、まちづくり基本条例に関連する各種テーマに沿って調査審議を行って参りました。

つきましては、下記のとおりこれまでの2年間の調査審議の成果をまとめましたので、今後のまちづくり基本条例関連施策の推進等に当たって、下記の内容が反映されるよう提言申し上げます。

記

1. 「子どもにやさしいまち」の理念に基づくまちづくり基本条例の見直し・検討について

まちづくり基本条例の調査審議を進めるにあたり、安平町が現在取り組んでいる「子どもにやさしいまち」をテーマに、安平町の取り組み状況や実情について整理をしてきたところです。安平町は、日本ユニセフが委嘱する「子どもにやさしいまちづくり実践自治体」として、子どもの権利実現とまちづくりへの参画について、評価・検証を行いながら子どもにやさしいまちを目指しており、学校をつくる会のほか、学校授業や事業などにおいて、子ども達がまちづくりに参加できる場が創出されている状況を目の当たりにしてきました。

しかしながら、まちづくり基本条例においては、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めることとされているものの、明確に子どもの権利やまちづくりへの参画について謳われておらず、実際の取り組み状況との乖離が生じている状況にあることから、まちづくり基本条例の見直し・検討が必要と考えます。

また、現在安平町において実施される「子どもにやさしいまち」に関連する各種取り組みが、今後も継続して行われ、かつ、これら取り組みが風化しないように、まちづくり基本条例もしくは関連条例において整理されることが必要と考えます。

2. 成年年齢の引下げに伴う町民参画関連条例の見直し・検討について

我が国では、民法の定める成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げること等を内容とする改正法が、令和 4 年 4 月 1 日から施行されています。これにより、各種年齢要件の規定が変更され、責任が伴う一方で、保護者の同意を不要とした自己決定権を有し、さらには、若い方の積極的な社会参加が期待されています。その他、近年では、憲法改正国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢などが 18 歳と定められるなど、18 歳、19 歳の方にも国政上の重要な事項の判断への参加を促すための政策が進められています。

安平町においても 18 歳以上 20 歳未満の方が公的な役割を果たし、社会に参加していくことを促す必要性があると考えます。具体的な例として、安平町町民参画推進条例の参画手続きである「町民政策提案制度」及び安平町町民自治推進委員会の選定方法等に関する要綱の「委員の選定方法」について、現在満 20 歳以上の方を対象としているものを 18 歳以上とすることで、若い方の意見をまちづくりに反映させることが可能になると考えます。つきましては、町民参画関連条例における年齢要件の見直しの検討を進める必要があると考えます。

以上

(3) 町民参画推進条例に基づく町民参画手続の実施状況について

■町民参画の対象となる重要施策等

第6条第1項①～⑥

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたっては事前に町民参画の手続を行います。

①総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更
例) 安平町総合計画(基本構想と基本計画)、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画など
②町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など
③町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例 ・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例 ・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など
④大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費(用地費、調査設計費を含む)が概ね5億円を超える事業
⑤町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定
例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など
⑥上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

■ 町民参画手続の適用対象外

第6条第2項①～⑤

次の項目に該当する場合には、第1項で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ① 軽易なもの
- ② 緊急に行う必要のあるもの
- ③ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
(町の判断の余地がないもの)
- ④ 町の内部事務処理に関するもの
- ⑤ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

* なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

■ 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で規定。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めることとしています。

条例第7条（区分）	施行規則第6条（具体的方法）
(1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続	<input type="checkbox"/> パブリック・コメント <input type="checkbox"/> アンケート調査 <input type="checkbox"/> モニター制度
(2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続	<input type="checkbox"/> 町民説明会 <input type="checkbox"/> ワークショップ
(3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続	<input type="checkbox"/> 審議会等 <input type="checkbox"/> ワークショップ

[複数の組み合わせ例]

- ◆ アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ ワorkshop+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆ 審議会等+パブリック・コメント（条例改正）

■ 町民参画手続の実施状況（令和3年度実績）

対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

(1)パブリックコメント

No.	事業名称及び担当課	概要	募集期間	周知方法	対象	意見件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町子どもの読書活動推進計画の策定 【教育委員会社会教育G】	「第2次安平町総合計画」に位置づけられた施策として、「安平町生涯学習計画」等関連する諸計画との整合性を図りながら推進する計画である。安平町のすべての子どもが様々な機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的に計画するもの。	令和3年4月30日～5月24日	HP・広報あびら5月号・総合庁舎、公民館での閲覧	町民	5件(1名)	HP、広報あびらR3.7月号、担当窓口での閲覧	
2	千歳・苫小牧地方拠点都市地域基本計画の変更 【政策推進課政策推進G】	地域社会の中心となる地方都市(苫小牧市、千歳市)と周辺市町村(安平町ほか3市町)からなる地方拠点都市地域の都市機能の増進と居住環境の向上を図るための整備を促進し、地方の自立的な成長を促すことを目的とした当該計画において、安平町早来北進地区(ときわ公園周辺)における遊休施設等の民間活用を見据えた区域の拡張を行うもの。	令和3年7月16日～8月5日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号、担当窓口での閲覧	
3	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定 【政策推進課政策推進G】	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するもの。	令和3年7月16日～8月5日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号、担当窓口での閲覧	
4	安平町墓地条例の一部改正について 【税務住民課住民生活G】	令和3年10月に供用開始を予定している安平共同墓の所在地や、名称、共同墓へ埋蔵する使用要件などを定めるため、安平町墓地条例の一部改正を行うもの。	令和3年7月20日～8月13日	HP・広報笑顔7月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号	
5	安平町酪農・肉用牛生産近代化計画の策定 【産業振興課農政・畜産G】	本町の酪農・肉用生産の持続的発展のため、資源循環型で自給飼料基盤に立脚した産業経営の育成、生産技術の改善等による所得確保や担い手の育成・確保、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通など、広い視野から総合的に10年後の望ましい酪農・肉用牛生産に向けて取り組むべき施策の方向性を示すもの。	令和3年9月1日～9月22日	HP・広報あびら9月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧・告示(縦覧)	町民	0件	HP、広報笑顔R3.11月号、11月17日告示(縦覧)	
6	安平町立小中学校再編整備計画の策定 【教育委員会学校教育G】	少子高齢化により将来的な児童数の減少に対応した適正規模の学習環境を確保するため、安平町立小中学校再編整備推進方針や学校設備等長寿命化計画を基本として学校施設の再編を全般的な効率的維持保全の現実を目的に計画するもの。	令和3年10月29日～11月19日	HP・広報あびら11月号・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびらR3.12月号	
7	安平町森林整備計画の変更について 【産業振興課土地改良・林務G】	森林法に基づき、令和3年度から令和12年度までの森林整備計画を見直しするもの。	令和4年2月9日～3月9日	HP・総合庁舎及び総合支所での閲覧(縦覧)	町民	0件	HP、担当窓口での閲覧	
8	安平町社会教育施設等長寿命化計画の策定 【教育委員会社会教育G】	社会教育施設等の今後の改修や更新の対応として、合併で多数の社会教育施設・社会体育施設があるが、老朽化の状況下において、安全性・持続性の確保と、地域の社会教育・スポーツ環境の継続的な提供を図っていくことを目的に計画するもの。	令和4年3月4日～3月25日	HP・総合庁舎及び総合支所での閲覧	町民	0件	HP、広報あびらR4.5月号	

(2)アンケート調査

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	実施方法	対象	回答件数	結果の公表状況	摘要
1	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課政策推進G】	公共交通の利用状況や関わりを聞き取るとともに、普段は公共交通を利用していない方々に、その現状について知ってもらう機会とした。	令和3年9月4日～10月8日	調査票を全戸に配布し、郵送もしくはインターネットで回答	町民	486件 (回収率13.7%)	HP、広報あびらR3.12月、担当窓口での閲覧	
2	財産の無償貸付け 【教育委員会学校教育G】	公私連携法人(学校法人リズム学園)に対し、早来公住5号線用地の一部を無償貸付けし、利用者の安全を促進するもの。	令和4年1月27日～2月6日	調査票を全児童生徒へ配布し、インターネットで回答	早来地区児童生徒	35件 (回収率14.6%)	HP、R4.2月子ども・子育て会議、広報笑顔R4.5月号	

(3)モニター制度

No.	事業名称及び担当課	概要	実施期間	公募方法	参加状況	意見件数	結果の公表状況	摘要
	該当なし							

(4)町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平町立小中学校再編整備計画の策定 【教育委員会学校教育G】	少子高齢化により将来的な児童数の減少に対応した適正規模の学習環境を確保するため、安平町立小中学校再編整備推進方針や学校設備等長寿命化計画を基本として学校施設の再編を全般的な効率的維持保全の現実を目的に計画するもの。	令和3年6月2日 令和3年6月4日 令和3年6月25日 令和3年7月14日 令和3年7月27日	広報笑顔R3.6月号、団体等文書通知、個別案内(保護者、自治会等)、新聞折込	保護者 町民	31名 34名 44名 39名 35名	広報あびらR3.8月号・9月号、担当窓口での閲覧	

(5)ワークショップ

No.	事業名称及び担当課	概要	実施日又は実施期間	周知方法	対象	参加状況	結果の公表状況	摘要
1	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課政策推進G】	公共交通の利用状況や関わり、統計データには現れにくい事項を把握するとともに、地域公共交通の現状について知ってもらい考えていただく機会とした。	令和3年10月6日 令和3年10月12日 令和3年10月21日(午前) 令和3年10月21日(夜間) 令和3年10月22日	広報笑顔R3.8月号、団体等文書通知、個別案内(自治会等)	町民	延べ43名	HP、広報あびらR3.12月号、担当窓口での閲覧	その他、福祉事業所のケアマネージャーを対象とした書面調査も実施した。

(6)審議会等において意見聴取を行ったもの

No.	事業名称及び担当課	概要	審議会の名称・開催日	第6条第1項の該当、審議内容等	結果の公表状況
1	安平町子どもの読書活動推進計画の策定 【教育委員会社会教育G】	「第2次安平町総合計画」に位置づけられた施策として、「安平町生涯学習計画」等関連する諸計画との整合性を図りながら推進する計画である。安平町のすべての子どもが様々な機会・場所において、自主的に読書活動を行うことができることを目的に計画するもの。	教育委員会 令和3年4月28日	1号(計画策定)に該当 教育委員会から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	HP、広報あびらR3.7月号、担当窓口での閲覧
2	道の駅あびらD51ステーションの第2期指定管理者の候補者選定について 【商工観光課商工観光労働G】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例第5条第2項の規定に基づき、第三者意見を聴取するもの。	安平町行政改革推進委員会 令和3年6月7日	6号(その他)に該当。 施設設置目的と法人設立目的の合致や第1期指定管理期間の実績、また、あびら観光協会の申請内容を項目ごとに説明し、町が応募要項で定めた審査基準に沿って、その妥当性について意見を聴取した結果、道の駅の指定管理者は町内の団体が望ましく、現在の指定管理者であるあびら観光協会の実績もあり、事業計画書もよく作られていることから、あびら観光協会を非公募で選定することについては異論なしとされた。	掲示場への掲示(告示)、広報笑顔R3.8月号
3	安平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定 【政策推進課政策推進G】	過疎地域の持続的発展に関する特別措置法(令和3年4月1日施行)に基づく過疎地域の指定に伴い、過疎からの自立と地域の持続的発展の実現のために策定するもの。	第1回安平町未来創生委員会 令和3年6月17日	1号(計画策定)に該当。 安平町未来創生委員会から意見聴取を行い、特筆する意見はなかった。	HP、広報笑顔R3.8月号、担当窓口での閲覧
4	安平町酪農・肉用牛生産近代化計画の策定 【産業振興課農政・畜産G】	本町の酪農・肉用生産の持続的発展のため、資源循環型で自給飼料基盤に立脚した産業経営の育成、生産技術の改善等による所得確保や担い手の育成・確保、消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通など、広い視野から総合的に10年後の望ましい酪農・肉用牛生産に向けて取り組むべき施策の方向性を示すもの。	第2回安平町農業構造対策協議会幹事会兼安平町農業再生協議会幹事会 令和3年8月18日(書面会議)	1号(計画策定)に該当。 農業構造対策協議会幹事会兼安平町農業再生協議会幹事会から意見聴取を行い、特筆する意見はなかった。	HP、広報笑顔R3.11月号、11月17日告示(縦覧)
5	安平町児童館(追分児童館)の指定管理者の指定について 【教育委員会学校教育G】	安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づく安平町児童館(追分児童館)の指定管理について、第1期契約が本年度で満了することから、次期契約について承認を求めるもの。	教育委員会 令和3年8月24日	6号(その他)に該当。 教育委員会から意見を聴取し、異論は認められなかった。	掲示場への掲示(告示)、広報笑顔R3.11月号
6	安平町立小中学校再編整備計画の策定 【教育委員会学校教育G】	少子高齢化により将来的な児童数の減少に対応した適正規模の学習環境を確保するため、安平町立小中学校再編整備推進方針や学校設備等長寿命化計画を基本として学校施設の再編を全般的な効率的維持保全の現実を目的に計画するもの。	教育委員会 令和3年8月24日	5号(生活に重大な影響)に該当。 教育委員会から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	広報笑顔R3.11月号
7	苫小牧圏都市計画の変更 【建設課施設G】	苫小牧圏都市計画公園(安平町ときわ公園)の変更について行うもの。	安平町都市計画審議会 令和3年12月7日 令和4年2月25日(書面)	1号(計画策定)に該当。 安平町都市計画審議会委員から意見徴取し、承認されたことにより計画に反映された。	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R4.5月号
8	財産の無償貸付け 【教育委員会学校教育G】	公私連携法人(学校法人リズム学園)に対し、旧早来公住5号線用地の一部を無償貸付けし、利用者の安全を促進するもの。	安平町子ども・子育て会議 令和3年10月4日 令和4年2月8日-18日(書面) 第3回安平町地域公共交通会議 令和4年1月19日 安平町教育委員会 令和3年12月27日 令和4年2月24日	5号(生活に重大な影響)に該当。 各種審議会等から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	広報笑顔R4.5月号
9	安平町地域公共交通計画の策定 【政策推進課政策推進G】	安平町における望ましい公共交通網の姿を明らかにし、その最適化を図る基本方針や施策を示すマスタープランとして策定するもの。	第3回安平町地域公共交通会議 令和4年1月19日	1号(計画策定)に該当 安平町地域公共交通協議会にて、計画の骨子案を説明・意見を聴取し、計画案へ反映させた。	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R4.5月号
10	安平町森林整備計画の変更 【産業振興課土地改良・林務G】	森林法に基づき、令和3年度から令和12年度までの森林整備計画の見直しするもの。	安平町森林整備計画実行管理推進チーム(委員会) 令和4年1月21日(書面開催)	1号(計画策定)に該当。 安平町森林整備計画実行管理推進チーム(委員会)にて意見聴取を行い、該当計画に反映をさせ、パブリックコメントを実施した。	HP、担当窓口での閲覧、広報笑顔R4.5月号
11	安平町テニスコート条例を廃止する条例の制定 【教育委員会事務局学校教育G】	施設の老朽化に伴い、安平町追分テニスコートを廃止するための制定	教育委員会 令和4年1月27日	5号(生活に重大な影響)に該当。 教育委員会から意見を聴取し、特筆する意見はなかった。	広報笑顔R4.2月号・5月号

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

No.	名称及び担当課	概要	第6条第1項の該当・判断日	実施しなかった理由(条例第6条第2項)
1	安平町米麦乾燥調製施設条例の一部を改正する条例の制作 【産業振興課農政・畜産G】	安平町米麦乾燥調製施設の利用料金の改正	3号該当(権利・義務) 判断日 令和3年5月24日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 施行期日: 令和3年7月1日
2	安平町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の改正する条例の制作 【教育委員会事務局学校教育G】	いわゆる保育料の改正	3号該当(権利・義務) 判断日 令和3年5月18日	第2項第5号(金銭徴収)に該当のため実施しない。 適用期日: 令和3年9月分の利用者負担額から
3	安平町健康増進計画(健康あびら21)第2次計画変更 【健康福祉課】	平成26年に策定した第2次計画の計画変更。重点項目である健康寿命の延伸・生活習慣病予防対策・運動と食生活習慣改善に関する対策について、目標数値の達成状況と評価を踏まえ、新たな目標設定や計画の見直しを行うもの。	1号該当(計画策定) 判断日 令和4年3月18日	第2項第1号(軽易なもの)に該当のため実施しない。 第2次計画の中間評価の結果をふまえた目標数値の変更や文言の追加等のみで大きな変更はないため。 施行期日: 令和4年4月21日

* 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件